

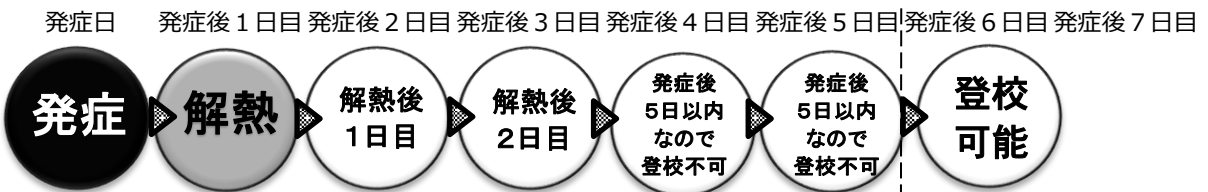
インフルエンザによる出席停止期間の基準について

インフルエンザによる学校の出席停止期間は発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまでと定められています。

※発症した日は0日目とカウントします。ご注意ください！！

※最低「発症した後5日を経過するまで」出席停止となり、それに加えて解熱した日によって出席停止期間は変わります。

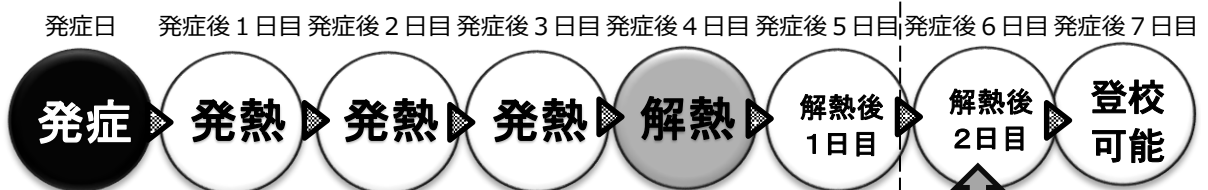
◆発症後1日目に解熱した場合



◆発症後2日目に解熱した場合



◆発症後4日目に解熱した場合



「発症後5日」は経過しているが、「解熱後2日」を経過していないため、登校不可